

# 四半期報告書

(第71期第2四半期)

自 平成22年7月1日  
至 平成22年9月30日

神戸市灘区備後町3丁目2番1号

**伊藤ハム株式会社**

E00336

# 目 次

頁

表 紙

## 第一部 企業情報

### 第1 企業の概況

1 主要な経営指標等の推移	1
2 事業の内容	2
3 関係会社の状況	2
4 従業員の状況	2

### 第2 事業の状況

1 生産、受注及び販売の状況	3
2 事業等のリスク	3
3 経営上の重要な契約等	3
4 財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析	4

### 第3 設備の状況

### 第4 提出会社の状況

#### 1 株式等の状況

(1) 株式の総数等	7
(2) 新株予約権等の状況	8
(3) 行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等	14
(4) ライツプランの内容	14
(5) 発行済株式総数、資本金等の推移	14
(6) 大株主の状況	15
(7) 議決権の状況	17

#### 2 株価の推移

#### 3 役員の状況

### 第5 経理の状況

#### 1 四半期連結財務諸表

(1) 四半期連結貸借対照表	19
(2) 四半期連結損益計算書	21
(3) 四半期連結キャッシュ・フロー計算書	23

#### 2 その他

## 第二部 提出会社の保証会社等の情報

[四半期レビュー報告書]

## 【表紙】

【提出書類】	四半期報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の7第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成22年11月12日
【四半期会計期間】	第71期第2四半期（自 平成22年7月1日 至 平成22年9月30日）
【会社名】	伊藤ハム株式会社
【英訳名】	ITOHAM FOODS INC.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 堀尾 守
【本店の所在の場所】	神戸市灘区備後町3丁目2番1号 （上記は登記上の本店所在地であり、実際の本社業務は下記において行っております。） （本社事務所）兵庫県西宮市高畑町4番27号
【電話番号】	0798(66)1231番
【事務連絡者氏名】	経理部 部長 藤原 芳士
【最寄りの連絡場所】	東京都目黒区三田1丁目6番21号
【電話番号】	03(5723)8111番
【事務連絡者氏名】	総務部東京総務課 課長 栗山 彰男
【縦覧に供する場所】	伊藤ハム株式会社東京支店 （東京都目黒区三田1丁目6番21号） 株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町2番1号） 株式会社大阪証券取引所 （大阪市中央区北浜1丁目8番16号）

## 第一部【企業情報】

### 第1【企業の概況】

#### 1【主要な経営指標等の推移】

回次	第70期 第2四半期 連結累計期間	第71期 第2四半期 連結累計期間	第70期 第2四半期 連結会計期間	第71期 第2四半期 連結会計期間	第70期
会計期間	自平成21年 4月1日 至平成21年 9月30日	自平成22年 4月1日 至平成22年 9月30日	自平成21年 7月1日 至平成21年 9月30日	自平成22年 7月1日 至平成22年 9月30日	自平成21年 4月1日 至平成22年 3月31日
売上高（百万円）	222,865	222,252	113,356	114,461	452,453
経常利益又は経常損失（△） （百万円）	283	△116	845	649	3,290
四半期（当期）純利益又は四半期 純損失（△）（百万円）	△775	2,373	309	269	1,292
純資産額（百万円）	—	—	116,173	118,976	119,855
総資産額（百万円）	—	—	214,201	218,668	217,457
1株当たり純資産額（円）	—	—	470.94	485.77	485.85
1株当たり四半期（当期）純利益 金額又は1株当たり四半期純損失 金額（△）（円）	△3.16	9.69	1.26	1.11	5.27
潜在株式調整後1株当たり四半期 （当期）純利益金額（円）	—	9.69	1.26	1.11	5.27
自己資本比率（％）	—	—	53.94	54.09	54.81
営業活動による キャッシュ・フロー（百万円）	8,406	△2,718	—	—	21,000
投資活動による キャッシュ・フロー（百万円）	△2,685	601	—	—	△3,864
財務活動による キャッシュ・フロー（百万円）	△1,067	△2,498	—	—	△3,061
現金及び現金同等物の四半期末 （期末）残高（百万円）	—	—	30,578	35,279	39,990
従業員数（人）	—	—	6,022	5,953	5,963

（注）1. 当社は四半期連結財務諸表を作成しておりますので、提出会社の主要な経営指標の推移につきましては記載しておりません。

2. 売上高には、消費税等は含まれておりません。

3. 第70期第2四半期連結累計期間の潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額につきましては、潜在株式は存在するものの1株当たり四半期純損失であるため記載しておりません。

## 2【事業の内容】

当第2四半期連結会計期間において、当社グループ（当社及び当社の関係会社）が営む事業の内容について、重要な変更はありません。また、主要な関係会社における異動もありません。

## 3【関係会社の状況】

当第2四半期連結会計期間において、重要な関係会社の異動はありません。

## 4【従業員の状況】

### (1) 連結会社の状況

平成22年9月30日現在

従業員数（人）	5,953（7,281）
---------	--------------

（注） 従業員数は就業人員（当社グループからグループ外への出向者を除き、グループ外からの当社グループへの出向者を含んでおります。）であり、臨時雇用者数（パートタイマー等）は、当第2四半期連結会計期間の平均人員を（ ）外数で記載しております。

### (2) 提出会社の状況

平成22年9月30日現在

従業員数（人）	2,412（1,465）
---------	--------------

（注） 従業員数は就業人員（当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含んでおります。）であり、臨時雇用者数（パートタイマー等）は、当第2四半期会計期間の平均人員を（ ）外数で記載しております。

## 第2【事業の状況】

### 1【生産、受注及び販売の状況】

#### (1) 生産実績

当第2四半期連結会計期間の生産実績をセグメントごとに示すと、次のとおりであります。

セグメントの名称	当第2四半期連結会計期間 (自 平成22年7月1日 至 平成22年9月30日)	前年同四半期比 (%)
加工食品事業本部 (百万円)	31,130	—
食肉事業本部 (百万円)	21,990	—
報告セグメント計 (百万円)	53,121	—
その他 (百万円)	598	—
合計 (百万円)	53,720	—

(注) 1. 金額は製造原価によっており、セグメント間の内部振替前の数値によっております。  
2. 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

#### (2) 受注状況

当社グループは見込み生産を行っているため、該当事項はありません。

#### (3) 販売実績

当第2四半期連結会計期間の販売実績をセグメントごとに示すと、次のとおりであります。

セグメントの名称	当第2四半期連結会計期間 (自 平成22年7月1日 至 平成22年9月30日)	前年同四半期比 (%)
加工食品事業本部 (百万円)	61,133	—
食肉事業本部 (百万円)	53,147	—
報告セグメント計 (百万円)	114,281	—
その他 (百万円)	179	—
合計 (百万円)	114,461	—

(注) 1. セグメント間の取引については相殺消去しております。  
2. 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

### 2【事業等のリスク】

当第2四半期連結会計期間において、当社グループの経営成績、株価及び財務状況等に影響を及ぼす可能性のある新たな事業等のリスクの発生、または、前事業年度の有価証券報告書に記載した事業等のリスクについての重要な変更はありません。

### 3【経営上の重要な契約等】

当第2四半期連結会計期間において、経営上の重要な契約等の決定又は締結等はありません。

## 4【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

### (1) 業績等の概要

当第2四半期連結会計期間のわが国経済は、期間全体を通じては緩やかな景気回復が続きましたが、夏場以降、輸出や生産の増勢に鈍化の兆しが見え始め、円高の進行や海外経済の減速が懸念されることや、個人消費についても猛暑効果や駆け込み需要等による一時的な改善要因はあったものの、厳しい雇用・所得環境が続く中で長引く消費不振を反映し総じて低調に推移したことなどから、景気の先行き不透明感は一層深まる状況となりました。

当業界におきましても、デフレ経済からの脱却が見通せない中で消費者の節約・低価格志向は依然根強く、企業間競争がますます激化する厳しい事業環境が続いております。

このような状況の下、当社グループは、「お客様目線での商品開発を伴うマーケティング力の強化」、「国内外の生産基地配置の見直しを含む構造改革の推進」、「コンプライアンス体制の一層の充実」を基本方針として掲げ、ブランド力とコスト競争力の強化に向けて、事業の見直しや業務改革、コスト削減を実行すると同時に、商品開発面では、低価格志向にきっちり対応する一方でおいしさや機能性といった品質や価値を訴求するニーズにもしっかりと対応していく方向性を堅持し取り組み強化を図っております。

当第2四半期連結会計期間の業績につきましては、売上高は、ハム・ソーセージ及び調理加工食品ほかは販売数量の拡大により前年同期に比べそれぞれ1.3%、2.3%増加し、食肉は節約・低価格志向を背景とする需要のシフトや売価の下落などにより前年同期比0.2%の微増となった結果、全体としては前年同期より11億4百万円増加して1,144億6千1百万円（前年同期比1.0%増）となりました。売上総利益につきましては、利益率が悪化したことから、前年同期より5億5千1百万円減少して231億4千3百万円（前年同期比2.3%減）となりました。営業利益は、販売費及び一般管理費が3億9千5百万円減少したものの、前年同期に比べ1億5千6百万円減少して1億5千万円（前年同期比51.0%減）、経常利益は、前年同期に比べ1億9千6百万円減少して6億4千9百万円（前年同期比23.2%減）となりました。特別損益、税金費用を加えた四半期純利益は、前年同期より3千9百万円減少して2億6千9百万円（前年同期比12.8%減）となりました。

報告セグメント別の内訳につきましては、加工食品事業本部は、外部売上高611億3千3百万円、営業利益13億9千9百万円、食肉事業本部は、外部売上高531億4千7百万円、営業損失6千8百万円となりました。

また、商品分類別の売上高の状況につきましては以下のとおりです。

#### (ハム・ソーセージ)

ハム・ソーセージは、価格面で厳しい競争環境が続く中で、キャンペーンやTVスポット等を効果的に投入し売上の拡大に注力しました。既存主力商品については、「朝のフレッシュシリーズ」「あらびきグルメウインナー」は販売が伸び悩み苦戦しましたが、「アルトバイエルン」や「ポークビッツ」が販売数量の増加により売上を伸ばしました。また、昨秋以降に発売した本格派ソーセージ「ベルガヴェルスト」や「厚切りロースステーキ」「旨焼焼豚」等の新商品が好調に推移し、売上の拡大に寄与しました。中元ギフトについては、単価下落の影響はありましたが、数量の拡大により営業部門、百貨店部門ともに前年を大幅に上回る販売実績となりました。

この結果、ハム・ソーセージの売上高は、319億8百万円（前年同期比1.3%増）となりました。

#### (食肉)

国産牛肉は、和牛の需要低迷とともに、今春宮崎県で発生した口蹄疫による海外輸出停止によるロース等の高級部位の消費低迷などにより売価が下落し、販売金額が大きく下がりました。国産豚肉は、口蹄疫と猛暑による産肉量の低下により販売量が減少しましたが、相場単価の上昇により販売金額への影響は限定的でした。輸入牛肉・輸入豚肉は、販売量、販売金額ともほぼ横ばいの推移となりました。国産鶏肉・輸入鶏肉につきましては、消費者の低価格志向に対応する販売政策として末端顧客の新規開拓を積極的に行なった結果、大幅な増収となりました。

この結果、食肉の売上高は、576億5千2百万円（前年同期比0.2%増）となりました。

#### (調理加工食品ほか)

調理加工食品は、今春「うす生地タイプ」「チーズ生地タイプ」を追加発売したチルドピザ「ラ・ピッツア」の売上が堅調に推移するとともに、チキン商品についても「ナゲット」や「あぶり焼チキン」等の既存商品が苦戦する中で、国産鶏肉を使用し復刻発売した「チキンフィレ」が好調であったことから売上が拡大しましたが、ハンバーグ類や料理品については販売不振が続き売上は減少しました。また、百貨店等の直売所における惣菜類の販売も減少した結果、売上高は160億8千7百万円（前年同期比1.0%増）となりました。

その他の売上高は、チーズ類が大きく伸びたほか麺類も堅調に推移した結果、88億1千2百万円（前年同期比4.7%増）となりました。

この結果、調理加工食品ほかの売上高は249億円（前年同期比2.3%増）となりました。

(2) 財政状態の分析

当第2四半期連結会計期間末の総資産は、前連結会計年度末に比べて12億1千1百万円増加し、2,186億6千8百万円となりました。これは主として、短期運用預金、たな卸資産等の流動資産の増加及び土地売却や減価償却等による有形固定資産の減少等によるものであります。

負債は、前連結会計年度末に比べて20億9千万円増加し、996億9千1百万円となりました。これは主として、仕入債務の増加等によるものであります。

純資産は、前連結会計年度末に比べて8億7千9百万円減少し、1,189億7千6百万円となりました。これは主として、利益剰余金の増加、自己株式の取得並びにその他有価証券評価差額金等の減少によるものであります。

(3) キャッシュ・フローの状況

当第2四半期連結会計期間末における現金及び現金同等物（以下「資金」という。）は、第1四半期連結会計期間末に比べ52億1千8百万円減少し、352億7千9百万円となりました。

当第2四半期連結会計期間における各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は次のとおりです。

（営業活動によるキャッシュ・フロー）

営業活動の結果、支出した資金は30億8千9百万円（前年同四半期は38億7千3百万円の収入）となりました。これは主に仕入債務の減少21億4千2百万円及びたな卸資産の増加6億1千5百万円があったことによるものであります。

（投資活動によるキャッシュ・フロー）

投資活動により支出した資金は9億3千万円（前年同四半期は12億9千5百万円の支出）となりました。これは主に既設工場の設備更新等有形固定資産の取得による支出が14億5千万円あった一方で、投資有価証券の売却による収入8億8百万円があったことによるものであります。

（財務活動によるキャッシュ・フロー）

財務活動の結果、支出した資金は10億6千6百万円（前年同四半期は2億6千7百万円の支出）となりました。これは主に自己株式の取得による支出6億1千2百万円及び借入金の純減少による支出2億9千7百万円があったことによるものであります。

(4) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第2四半期連結会計期間において、当社グループが対処すべき課題について重要な変更はありません。

(5) 研究開発活動

当第2四半期連結会計期間における当社グループ全体の研究開発活動の金額は、2億2千7百万円でありま

す。

なお、当第2四半期連結会計期間において、当社グループの研究開発活動の状況に重要な変更はありません。



### 第3【設備の状況】

(1) 主要な設備の状況

当第2四半期連結会計期間において、主要な設備に重要な異動はありません。

(2) 設備の新設、除却等の計画

当第2四半期連結会計期間において、前四半期連結会計期間末において計画中であった重要な設備の新設、除却等について、重要な変更はありません。また、新たに確定した重要な設備の新設、拡充、改修、除却、売却等の計画はありません。

## 第4【提出会社の状況】

### 1【株式等の状況】

#### (1)【株式の総数等】

##### ①【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	342,013,000
計	342,013,000

##### ②【発行済株式】

種類	第2四半期会計期間末現在発行数(株) (平成22年9月30日)	提出日現在発行数(株) (平成22年11月12日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	247,482,533	247,482,533	(株)東京証券取引所 (市場第一部) (株)大阪証券取引所 (市場第一部)	単元株式数 1,000株
計	247,482,533	247,482,533	—	—

(注) 「提出日現在発行数」欄には、平成22年11月1日からこの四半期報告書提出日までの新株予約権の行使により発行された株式数は含まれておりません。

(2) 【新株予約権等の状況】

会社法に基づき発行した新株予約権は、次のとおりであります。

①第1回新株予約権

平成20年6月26日定時株主総会決議並びに平成20年7月11日取締役会決議

	第2四半期会計期間末現在 (平成22年9月30日)
新株予約権の数(個)	55(注)1
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	55,000(注)2
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1
新株予約権の行使期間	自平成20年8月1日 至平成50年7月31日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 566 資本組入額 283(注)3
新株予約権の行使の条件	(注)4
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要するものとする。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)5

(注) 1. 新株予約権1個当たりの目的となる株式数は、1,000株とする。

2. 当社が当社普通株式の株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整するものとする。

調整後付与株式数＝調整前付与株式数×分割・併合の比率

また、当社が合併、会社分割、株式交換又は株式移転（以下総称して「合併等」という。）を行う場合、株式の無償割当てを行う場合、その他上記の付与株式数の調整を必要とする場合には、合併等、株式の無償割当ての条件等を勘案のうえ、合理的な範囲内で付与株式数を調整することができる。ただし、以上までの調整により生じる1株未満の端数は切り捨てるものとする。

3. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

①新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項の規定に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じる場合は、これを切り上げるものとする。

②新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より上記①に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

4. 新株予約権の行使の条件

①新株予約権者は、当社の取締役及び執行役員（取締役を兼務するものを含まない）のいずれかの地位を喪失した日又は執行役員が取締役に就任した日の翌日以降10日間に限り、新株予約権を行使することができる。

②上記①に係らず、新株予約権者が平成49年7月31日に至るまでに権利行使開始日を迎えなかった場合は、平成49年8月1日から平成50年7月31日までの期間内に限り、新株予約権を行使することができる。

③新株予約権者が死亡した場合は、相続人がこれを行行使することができるものとする。かかる相続人による新株予約権の行使の条件は、下記④の契約に定めるところによる。

④その他の条件については、取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによる。

5. 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項

当社が、合併（合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以上を総称して以下「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合において、新株予約権は消滅するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

イ 交付する再編対象会社の新株予約権の数

組織再編行為の効力発生の時点において残存する募集新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

ロ 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

ハ 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案のうえ、目的である株式数につき合理的な調整がなされた数とする。ただし、調整により生じる1株未満の端数は切り捨てる。

ニ 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、調整した再編後の行使価額に新株予約権の目的である株式の数を乗じて得られる金額とする。

ホ 新株予約権を行使することができる期間

上記<新株予約権の行使期間>に定める募集新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記<新株予約権の行使期間>に定める募集新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

ヘ 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。

ト 新株予約権の行使の条件

上記4. に準じて決定する。

チ 再編対象会社による新株予約権の取得事由

下記6. に準じて決定する。

6. 新株予約権の取得事由及び条件

①当社は、新株予約権者が上記4. の権利行使の条件に該当しなくなった等により権利を行使し得なくなった場合又は権利を放棄した場合、新株予約権を無償で取得することができるものとする。

②新株予約権者が新株予約権割当契約の条項に違反した場合、当社は新株予約権を無償で取得することができる。

②第2回新株予約権

平成20年6月26日定時株主総会決議及び平成21年7月17日取締役会決議

	第2四半期会計期間末現在 (平成22年9月30日)
新株予約権の数(個)	80(注)1
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	80,000(注)2
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1
新株予約権の行使期間	自平成21年8月4日 至平成51年8月3日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 299 資本組入額 150(注)3
新株予約権の行使の条件	(注)4
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要するものとする。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)5

(注) 1. 新株予約権1個当たりの目的となる株式数は、1,000株とする。

2. 当社が当社普通株式の株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整するものとする。

調整後付与株式数＝調整前付与株式数×分割・併合の比率

また、当社が合併、会社分割、株式交換又は株式移転(以下総称して「合併等」という。)を行う場合、株式の無償割当てを行う場合、その他上記の付与株式数の調整を必要とする場合には、合併等、株式の無償割当ての条件等を勘案のうえ、合理的な範囲内で付与株式数を調整することができる。ただし、以上までの調整により生じる1株未満の端数は切り捨てるものとする。

3. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

①新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項の規定に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じる場合は、これを切り上げるものとする。

②新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より上記①に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

4. 新株予約権の行使の条件

①新株予約権者は、当社の取締役及び執行役員(取締役を兼務するものを含まない)のいずれかの地位を喪失した日又は執行役員が取締役に就任した日の翌日以降10日間に限り、新株予約権を行使することができる。

②上記①に係らず、新株予約権者が平成50年8月3日に至るまでに権利行使開始日を迎えなかった場合は、平成50年8月4日から平成51年8月3日までの期間内に限り、新株予約権を行使することができる。

③新株予約権者が死亡した場合は、相続人がこれを行使することができるものとする。かかる相続人による新株予約権の行使の条件は、下記④の契約に定めるところによる。

④その他の条件については、取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによる。

5. 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項

当社が、合併（合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以上を総称して以下「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合において、新株予約権は消滅するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

イ 交付する再編対象会社の新株予約権の数

組織再編行為の効力発生の時点において残存する募集新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

ロ 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

ハ 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案のうえ、目的である株式数につき合理的な調整がなされた数とする。ただし、調整により生じる1株未満の端数は切り捨てる。

ニ 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、調整した再編後の行使価額に新株予約権の目的である株式の数を乗じて得られる金額とする。

ホ 新株予約権を行使することができる期間

上記<新株予約権の行使期間>に定める募集新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記<新株予約権の行使期間>に定める募集新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

ヘ 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。

ト 新株予約権の行使の条件

上記4. に準じて決定する。

チ 再編対象会社による新株予約権の取得事由

下記6. に準じて決定する。

6. 新株予約権の取得事由及び条件

①当社は、新株予約権者が上記4. の権利行使の条件に該当しなくなった等により権利を行使し得なくなった場合又は権利を放棄した場合、新株予約権を無償で取得することができるものとする。

②新株予約権者が新株予約権割当契約の条項に違反した場合、当社は新株予約権を無償で取得することができる。

②第3回新株予約権

平成20年6月26日定時株主総会決議及び平成22年7月16日取締役会決議

	第2四半期会計期間末現在 (平成22年9月30日)
新株予約権の数(個)	90(注)1
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	90,000(注)2
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1
新株予約権の行使期間	自平成22年8月3日 至平成52年8月2日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 304 資本組入額 152(注)3
新株予約権の行使の条件	(注)4
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要するものとする。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)5

(注) 1. 新株予約権1個当たりの目的となる株式数は、1,000株とする。

2. 当社が当社普通株式の株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整するものとする。

調整後付与株式数＝調整前付与株式数×分割・併合の比率

また、当社が合併、会社分割、株式交換又は株式移転(以下総称して「合併等」という。)を行う場合、株式の無償割当てを行う場合、その他上記の付与株式数の調整を必要とする場合には、合併等、株式の無償割当ての条件等を勘案のうえ、合理的な範囲内で付与株式数を調整することができる。ただし、以上までの調整により生じる1株未満の端数は切り捨てるものとする。

3. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

①新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項の規定に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じる場合は、これを切り上げるものとする。

②新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より上記①に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

4. 新株予約権の行使の条件

①新株予約権者は、当社の取締役及び執行役員(取締役を兼務するものを含まない)のいずれかの地位を喪失した日又は執行役員が取締役に就任した日の翌日以降10日間に限り、新株予約権を行使することができる。

②上記①に係らず、新株予約権者が平成51年8月2日に至るまでに権利行使開始日を迎えなかった場合は、平成51年8月3日から平成52年8月2日までの期間内に限り、新株予約権を行使することができる。

③新株予約権者が死亡した場合は、相続人がこれを行行使することができるものとする。かかる相続人による新株予約権の行使の条件は、下記④の契約に定めるところによる。

④その他の条件については、取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによる。

5. 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項

当社が、合併（合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以上を総称して以下「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合において、新株予約権は消滅するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

イ 交付する再編対象会社の新株予約権の数

組織再編行為の効力発生の時点において残存する募集新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

ロ 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

ハ 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案のうえ、目的である株式数につき合理的な調整がなされた数とする。ただし、調整により生じる1株未満の端数は切り捨てる。

ニ 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、調整した再編後の行使価額に新株予約権の目的である株式の数を乗じて得られる金額とする。

ホ 新株予約権を行使することができる期間

上記<新株予約権の行使期間>に定める募集新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記<新株予約権の行使期間>に定める募集新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

ヘ 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。

ト 新株予約権の行使の条件

上記4. に準じて決定する。

チ 再編対象会社による新株予約権の取得事由

下記6. に準じて決定する。

6. 新株予約権の取得事由及び条件

①当社は、新株予約権者が上記4. の権利行使の条件に該当しなくなった等により権利を行使し得なくなった場合又は権利を放棄した場合、新株予約権を無償で取得することができるものとする。

②新株予約権者が新株予約権割当契約の条項に違反した場合、当社は新株予約権を無償で取得することができる。



(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】  
該当事項はありません。

(4) 【ライツプランの内容】  
該当事項はありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総 数増減数 (株)	発行済株式総 数残高 (株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金残 高 (百万円)
平成22年7月1日～ 平成22年9月30日	—	247,482,533	—	28,427	—	30,033

## (6) 【大株主の状況】

平成22年9月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式総数に 対する所有株式数 の割合 (%)
三菱商事株式会社	東京都千代田区丸の内2丁目3-1	49,656	20.06
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社	東京都中央区晴海1丁目8-11	21,039	8.50
日本マスタートラスト信託銀行株式会社	東京都港区浜松町2丁目11-3	16,749	6.77
財団法人伊藤記念財団	東京都目黒区三田1丁目6-21	12,000	4.85
エス企画株式会社	兵庫県西宮市鳴尾浜1丁目22-13	10,055	4.06
丸紅株式会社	東京都千代田区大手町1丁目4-2	7,099	2.87
資産管理サービス信託銀行株式会社	東京都中央区晴海1丁目8-12	6,613	2.67
株式会社みずほコーポレート銀行	東京都千代田区丸の内1丁目3-3	6,303	2.55
株式会社三井住友銀行	東京都千代田区有楽町1丁目1-2	6,303	2.55
株式会社三菱東京UFJ銀行	東京都千代田区丸の内2丁目7-1	6,303	2.55
計	—	142,122	57.43

- (注) 1. 上記、日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社、日本マスタートラスト信託銀行株式会社及び資産管理サービス信託銀行株式会社の所有株式数全ては、信託業務に係るものであります。
2. 上記、財団法人伊藤記念財団は、故創業者伊藤傳三が、その私財を寄付することにより食肉に関する研究及び調査を行い、畜産業及び食品産業の振興と国民食生活の安定に資することを目的として設立された公益法人であります。
3. 上記、株式会社みずほコーポレート銀行の所有株式数のうち退職給付信託に係る株式が1,260千株含まれております。
4. 株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループ及び共同保有者である株式会社三菱東京UFJ銀行、三菱UFJ信託銀行株式会社、三菱UFJ投信株式会社、エム・ユー投資顧問株式会社より平成21年6月15日付で提出された大量保有報告書の変更報告書No.2により平成21年6月8日現在でそれぞれ以下のとおり株券等を保有している旨の報告を受けておりますが、このうち三菱UFJ信託銀行株式会社、三菱UFJ投信株式会社、エム・ユー投資顧問株式会社については、当社として当第2四半期会計期間末時点における実質所有株式数の確認ができませんので、上記大株主の状況には含めておりません。

氏名又は名称	住所	保有株券等の数 (株)	株券等保有割合 (%)
株式会社三菱東京UFJ銀行	東京都千代田区丸の内2丁目7-1	6,303,000	2.55
三菱UFJ信託銀行株式会社	東京都千代田区丸の内1丁目4-5	11,651,000	4.71
三菱UFJ投信株式会社	東京都千代田区丸の内1丁目4-5	1,279,000	0.52
エム・ユー投資顧問株式会社	東京都中央区日本橋室町3丁目2-15	1,698,000	0.69
計	—	20,931,000	8.46

5. 株式会社みずほコーポレート銀行及び共同保有者であるみずほ信託銀行株式会社、みずほ投信投資顧問株式会社より平成22年9月7日付で提出された大量保有報告書の変更報告書No.1により平成22年8月31日現在でそれぞれ以下のとおり株券等を保有している旨の報告を受けておりますが、このうちみずほ信託銀行株式会社、みずほ投信投資顧問株式会社については、当社として当第2四半期会計期間末時点における実質所有株式数の確認ができませんので、上記大株主の状況に含めておりません。

氏名又は名称	住所	保有株券等の数 (株)	株券等保有割合 (%)
株式会社みずほコーポレート銀行	東京都千代田区丸の内1丁目3-3	6,303,750	2.55
みずほ信託銀行株式会社	東京都中央区八重洲1丁目2-1	7,693,000	3.11
みずほ投信投資顧問株式会社	東京都港区三田3丁目5-27	1,570,000	0.63
計	—	15,566,750	6.29

## (7) 【議決権の状況】

### ① 【発行済株式】

平成22年9月30日現在

区分	株式数 (株)	議決権の数 (個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式 (自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式 (その他)	—	—	—
完全議決権株式 (自己株式等)	普通株式 3,996,000	—	—
完全議決権株式 (その他)	普通株式 242,928,000	242,928	—
単元未満株式	普通株式 558,533	—	1 単元 (1,000株) 未満の株式
発行済株式総数	247,482,533	—	—
総株主の議決権	—	242,928	—

### ② 【自己株式等】

平成22年9月30日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有株式数 (株)	他人名義所有株式数 (株)	所有株式数の合計 (株)	発行済株式総数に対する所有株式数の割合 (%)
伊藤ハム株式会社	神戸市灘区備後町3丁目2-1	3,995,000	—	3,995,000	1.61
アンズコフーズ株式会社	東京都港区西新橋3丁目16-11	1,000	—	1,000	0.00
計	—	3,996,000	—	3,996,000	1.61

(注) 上記のほか、株主名簿上は当社名義となっておりますが、実質的に所有していない株式が1,000株 (議決権の数1個) あります。なお、当該株式数は上記①「発行済株式」の「完全議決権株式 (その他)」欄の普通株式の中に含めております。

## 2 【株価の推移】

【当該四半期累計期間における月別最高・最低株価】

月別	平成22年4月	5月	6月	7月	8月	9月
最高 (円)	356	344	336	337	324	300
最低 (円)	337	303	301	316	292	280

(注) 最高・最低株価は、(株)東京証券取引所市場第一部におけるものであります。

## 3 【役員 of 状況】

前事業年度の有価証券報告書の提出日後、当四半期報告書の提出日までにおいて、役員 of 異動はありません。

## 第5【経理の状況】

### 1. 四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第64号。以下「四半期連結財務諸表規則」という。）に基づいて作成しております。

なお、前第2四半期連結会計期間（平成21年7月1日から平成21年9月30日まで）及び前第2四半期連結累計期間（平成21年4月1日から平成21年9月30日まで）は、改正前の四半期連結財務諸表規則に基づき、当第2四半期連結会計期間（平成22年7月1日から平成22年9月30日まで）及び当第2四半期連結累計期間（平成22年4月1日から平成22年9月30日まで）は、改正後の四半期連結財務諸表規則に基づいて作成しております。

### 2. 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、前第2四半期連結会計期間（平成21年7月1日から平成21年9月30日まで）及び前第2四半期連結累計期間（平成21年4月1日から平成21年9月30日まで）に係る四半期連結財務諸表についてはあずさ監査法人による四半期レビューを受け、また、当第2四半期連結会計期間（平成22年7月1日から平成22年9月30日まで）及び当第2四半期連結累計期間（平成22年4月1日から平成22年9月30日まで）に係る四半期連結財務諸表については有限責任あずさ監査法人による四半期レビューを受けております。

なお、あずさ監査法人は、監査法人の種類の変更により、平成22年7月1日をもって有限責任あずさ監査法人となっております。

1 【四半期連結財務諸表】  
 (1) 【四半期連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	当第2四半期連結会計期間末 (平成22年9月30日)	前連結会計年度末に係る 要約連結貸借対照表 (平成22年3月31日)
<b>資産の部</b>		
流動資産		
現金及び預金	30,100	40,311
受取手形及び売掛金	45,371	42,808
有価証券	5,500	—
商品及び製品	24,141	20,703
仕掛品	506	348
原材料及び貯蔵品	19,394	16,675
その他	4,481	3,069
貸倒引当金	△242	△223
流動資産合計	129,253	123,694
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物（純額）	※1 19,206	※1 19,763
機械装置及び運搬具（純額）	※1 14,041	※1 14,645
工具、器具及び備品（純額）	※1 720	※1 737
土地	18,097	18,721
リース資産（純額）	※1 1,339	※1 1,214
建設仮勘定	962	1,312
有形固定資産合計	54,368	56,394
無形固定資産		
その他	1,272	1,260
無形固定資産合計	1,272	1,260
投資その他の資産		
投資有価証券	20,099	23,115
その他	14,638	13,946
貸倒引当金	△964	△952
投資その他の資産合計	33,774	36,108
固定資産合計	89,414	93,762
資産合計	218,668	217,457

(単位：百万円)

	当第2四半期連結会計期間末 (平成22年9月30日)	前連結会計年度末に係る 要約連結貸借対照表 (平成22年3月31日)
<b>負債の部</b>		
流動負債		
支払手形及び買掛金	44,067	38,884
短期借入金	5,204	6,507
未払法人税等	1,029	1,187
賞与引当金	2,888	2,512
資産除去債務	16	—
その他	22,739	24,384
流動負債合計	75,945	73,477
固定負債		
社債	10,000	10,000
長期借入金	6,296	6,351
退職給付引当金	218	301
債務保証損失引当金	406	406
資産除去債務	748	—
負ののれん	17	20
その他	6,057	7,043
固定負債合計	23,746	24,124
負債合計	99,691	97,601
純資産の部		
株主資本		
資本金	28,427	28,427
資本剰余金	30,042	30,038
利益剰余金	61,673	60,036
自己株式	△1,395	△805
株主資本合計	118,747	117,696
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	1,708	2,978
繰延ヘッジ損益	△250	151
為替換算調整勘定	△1,927	△1,637
評価・換算差額等合計	△468	1,492
新株予約権	82	81
少数株主持分	615	586
純資産合計	118,976	119,855
負債純資産合計	218,668	217,457

(2) 【四半期連結損益計算書】  
【第2四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	前第2四半期連結累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年9月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年9月30日)
売上高	222,865	222,252
売上原価	178,245	178,316
売上総利益	44,620	43,936
販売費及び一般管理費	* 44,861	* 44,380
営業損失(△)	△241	△444
営業外収益		
受取利息	61	63
受取配当金	216	163
負ののれん償却額	12	3
持分法による投資利益	266	—
受取賃貸料	257	264
その他	303	366
営業外収益合計	1,118	860
営業外費用		
支払利息	314	296
不動産賃貸費用	130	119
持分法による投資損失	—	86
その他	149	30
営業外費用合計	593	533
経常利益又は経常損失(△)	283	△116
特別利益		
固定資産売却益	86	3,581
その他	29	519
特別利益合計	115	4,100
特別損失		
固定資産売却損	72	222
固定資産除却損	98	—
資産除去債務会計基準の適用に伴う影響額	—	535
その他	62	154
特別損失合計	233	911
税金等調整前四半期純利益	165	3,071
法人税等	890	651
少数株主損益調整前四半期純利益	—	2,420
少数株主利益	50	46
四半期純利益又は四半期純損失(△)	△775	2,373



## 【第2四半期連結会計期間】

(単位：百万円)

	前第2四半期連結会計期間 (自 平成21年7月1日 至 平成21年9月30日)	当第2四半期連結会計期間 (自 平成22年7月1日 至 平成22年9月30日)
売上高	113,356	114,461
売上原価	89,661	91,318
売上総利益	23,695	23,143
販売費及び一般管理費	※ 23,387	※ 22,992
営業利益	307	150
営業外収益		
受取利息	26	30
受取配当金	78	2
負ののれん償却額	1	1
持分法による投資利益	462	325
受取賃貸料	—	149
その他	239	208
営業外収益合計	808	718
営業外費用		
支払利息	161	146
不動産賃貸費用	65	59
その他	42	14
営業外費用合計	270	220
経常利益	845	649
特別利益		
固定資産売却益	40	—
投資有価証券売却益	—	383
その他	3	2
特別利益合計	44	385
特別損失		
固定資産売却損	33	221
固定資産除却損	45	64
その他	33	3
特別損失合計	111	289
税金等調整前四半期純利益	779	745
法人税等	441	447
少数株主損益調整前四半期純利益	—	297
少数株主利益	28	27
四半期純利益	309	269

## (3) 【四半期連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

	前第2四半期連結累計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日)
<b>営業活動によるキャッシュ・フロー</b>		
税金等調整前四半期純利益	165	3,071
減価償却費	3,201	3,067
長期前払費用償却額	38	35
退職給付引当金の増減額 (△は減少)	△27	△82
貸倒引当金の増減額 (△は減少)	253	32
受取利息及び受取配当金	△278	△226
支払利息	314	296
持分法による投資損益 (△は益)	△266	86
投資有価証券評価損益 (△は益)	44	4
固定資産売却損益 (△は益)	△14	△3,359
固定資産除却損	61	52
資産除去債務会計基準の適用に伴う影響額	—	535
売上債権の増減額 (△は増加)	619	△2,659
たな卸資産の増減額 (△は増加)	1,105	△6,313
仕入債務の増減額 (△は減少)	4,154	5,220
未払消費税等の増減額 (△は減少)	369	△816
その他	△740	△773
小計	9,001	△1,827
利息及び配当金の受取額	553	452
利息の支払額	△313	△295
法人税等の支払額	△835	△1,048
営業活動によるキャッシュ・フロー	8,406	△2,718
<b>投資活動によるキャッシュ・フロー</b>		
定期預金の預入による支出	△305	△70
定期預金の払戻による収入	145	70
有形固定資産の取得による支出	△2,775	△2,431
有形固定資産の売却による収入	188	3,511
無形固定資産の取得による支出	△155	△101
投資有価証券の取得による支出	△34	△27
投資有価証券の売却及び償還による収入	10	809
関係会社株式の取得による支出	△287	—
貸付けによる支出	△475	△1,459
貸付金の回収による収入	1,050	522
その他	△46	△220
投資活動によるキャッシュ・フロー	△2,685	601

(単位：百万円)

	前第2四半期連結累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年9月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年9月30日)
財務活動によるキャッシュ・フロー		
短期借入金の純増減額 (△は減少)	42	△916
長期借入れによる収入	200	200
長期借入金の返済による支出	△456	△234
社債の償還による支出	△10	△10
自己株式の取得による支出	△1	△612
配当金の支払額	△735	△734
少数株主への配当金の支払額	△9	△13
リース債務の返済による支出	△97	△177
その他	0	0
財務活動によるキャッシュ・フロー	△1,067	△2,498
現金及び現金同等物に係る換算差額	220	△94
現金及び現金同等物の増減額 (△は減少)	4,873	△4,710
現金及び現金同等物の期首残高	25,704	39,990
現金及び現金同等物の四半期末残高	※ 30,578	※ 35,279

【四半期連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項等の変更】

	当第2四半期連結累計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日)
1. 会計処理基準に関する事項の変更	<p>(1) 資産除去債務に関する会計基準の適用 第1四半期連結会計期間より、「資産除去債務に関する会計基準」(企業会計基準第18号 平成20年3月31日)及び「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第21号 平成20年3月31日)を適用しております。 これにより、当第2四半期連結累計期間の営業損失及び経常損失はそれぞれ20百万円増加し、税金等調整前四半期純利益は555百万円減少しております。</p> <p>(2) 在外子会社等の収益及び費用の換算方法の変更 在外子会社等の収益及び費用は、従来、当該子会社等の決算日の直物為替相場により円貨に換算しておりましたが、第1四半期連結会計期間より期中平均為替相場により換算する方法に変更しております。この変更は、連結会計年度を通じて発生する収益及び費用の換算について、連結会計年度の為替相場の変動を連結財務諸表に適正に反映させ、より実態に即した企業状況を表示するために行ったものであります。 なお、この変更による当第2四半期連結累計期間の損益への影響は軽微であります。</p>

【表示方法の変更】

	当第2四半期連結累計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日)
(四半期連結損益計算書)	
1. 前第2四半期連結累計期間において、区分掲記しておりました特別損失の「固定資産除却損」につきましては、特別損失総額の100分の20以下となったため、当第2四半期連結累計期間では特別損失の「その他」に含めて表示することといたしました。 なお、当第2四半期連結累計期間の特別損失の「その他」に含まれる「固定資産除却損」は140百万円であります。	
2. 「連結財務諸表に関する会計基準」(企業会計基準第22号 平成20年12月26日)に基づく「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則等の一部を改正する内閣府令」(平成21年3月24日 内閣府令第5号)の適用により、当第2四半期連結累計期間では、「少数株主損益調整前四半期純利益」の科目で表示しております。	

	当第2四半期連結会計期間 (自 平成22年7月1日 至 平成22年9月30日)
(四半期連結損益計算書)	
1. 前第2四半期連結会計期間において、営業外収益の「その他」に含めて表示しておりました「受取賃貸料」につきましては、営業外収益総額の100分の20を超えたため、当第2四半期連結会計期間では区分掲記することといたしました。 なお、前第2四半期連結会計期間の営業外収益の「その他」に含まれる「受取賃貸料」は125百万円であります。	
2. 前第2四半期連結会計期間において、区分掲記しておりました特別利益の「固定資産売却益」につきましては、特別利益総額の100分の20以下となったため、当第2四半期連結会計期間では特別利益の「その他」に含めて表示することといたしました。 なお、当第2四半期連結会計期間の特別利益の「その他」に含まれる「固定資産売却益」は0百万円であります。	
3. 「連結財務諸表に関する会計基準」(企業会計基準第22号 平成20年12月26日)に基づく「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則等の一部を改正する内閣府令」(平成21年3月24日 内閣府令第5号)の適用により、当第2四半期連結会計期間では、「少数株主損益調整前四半期純利益」の科目で表示しております。	

【簡便な会計処理】

	当第2四半期連結累計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日)
1. 一般債権の貸倒見積高の算定方法	当第2四半期連結会計期間末の貸倒実績率等が、前連結会計年度末に算定したものと著しい変化がないと認められるため、前連結会計年度末の貸倒実績率等を使用して貸倒見積高を算定しております。
2. 固定資産の減価償却費の算定方法	定率法を採用している資産については、連結会計年度に係る減価償却費の額を期間按分して算定する方法によっております。
3. 繰延税金資産の回収可能性の判断	繰延税金資産の回収可能性の判断に関して、前連結会計年度末以降に経営環境等、かつ、一時差異等の発生状況に著しい変化がないと認められるため、前連結会計年度において使用した将来の業績予測やタックス・プランニングを利用する方法によっております。

【四半期連結財務諸表の作成にあたり適用した特有の会計処理】

	当第2四半期連結累計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日)
税金費用の計算	税金費用については、当第2四半期連結会計期間を含む連結会計年度の税引前当期純利益に対する税効果会計適用後の実効税率を合理的に見積り、税引前四半期純利益に当該見積実効税率を乗じて計算しております。 なお、法人税等調整額は、法人税等に含めて表示しております。

【注記事項】

(四半期連結貸借対照表関係)

当第2四半期連結会計期間末 (平成22年9月30日)	前連結会計年度末 (平成22年3月31日)																																
<p>※1. 有形固定資産の減価償却累計額は、120,938百万円です。</p> <p>2. 偶発債務 連結子会社以外の会社の金融機関等からの借入に対し、債務保証を行っております。</p> <table border="0"> <tr> <td>(有)環境ファーム</td> <td>1,436百万円</td> </tr> <tr> <td>(株)鹿児島農場</td> <td>1,150</td> </tr> <tr> <td>INDIANA PACKERS CORP.</td> <td>683</td> </tr> <tr> <td>(有)島根農場</td> <td>560</td> </tr> <tr> <td>FIVE STAR BEEF LTD.</td> <td>497</td> </tr> <tr> <td>ITOHAM BETAGRO FOODS CO., LTD.</td> <td>235(524)</td> </tr> <tr> <td>その他3件</td> <td>307</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>4,870</td> </tr> </table> <p>(注) ITOHAM BETAGRO FOODS CO., LTD. の ( ) 内の金額は連帯保証債務の総額であり、当社への再保証額が含まれております。</p>	(有)環境ファーム	1,436百万円	(株)鹿児島農場	1,150	INDIANA PACKERS CORP.	683	(有)島根農場	560	FIVE STAR BEEF LTD.	497	ITOHAM BETAGRO FOODS CO., LTD.	235(524)	その他3件	307	計	4,870	<p>※1. 有形固定資産の減価償却累計額は、119,667百万円です。</p> <p>2. 偶発債務 連結子会社以外の会社の金融機関等からの借入に対し、債務保証を行っております。</p> <table border="0"> <tr> <td>(有)環境ファーム</td> <td>1,444百万円</td> </tr> <tr> <td>(株)鹿児島農場</td> <td>1,090</td> </tr> <tr> <td>INDIANA PACKERS CORP.</td> <td>861</td> </tr> <tr> <td>FIVE STAR BEEF LTD.</td> <td>545</td> </tr> <tr> <td>(有)島根農場</td> <td>300</td> </tr> <tr> <td>ITOHAM BETAGRO FOODS CO., LTD.</td> <td>245(545)</td> </tr> <tr> <td>その他3件</td> <td>330</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>4,817</td> </tr> </table> <p>(注) ITOHAM BETAGRO FOODS CO., LTD. の ( ) 内の金額は連帯保証債務の総額であり、当社への再保証額が含まれております。</p>	(有)環境ファーム	1,444百万円	(株)鹿児島農場	1,090	INDIANA PACKERS CORP.	861	FIVE STAR BEEF LTD.	545	(有)島根農場	300	ITOHAM BETAGRO FOODS CO., LTD.	245(545)	その他3件	330	計	4,817
(有)環境ファーム	1,436百万円																																
(株)鹿児島農場	1,150																																
INDIANA PACKERS CORP.	683																																
(有)島根農場	560																																
FIVE STAR BEEF LTD.	497																																
ITOHAM BETAGRO FOODS CO., LTD.	235(524)																																
その他3件	307																																
計	4,870																																
(有)環境ファーム	1,444百万円																																
(株)鹿児島農場	1,090																																
INDIANA PACKERS CORP.	861																																
FIVE STAR BEEF LTD.	545																																
(有)島根農場	300																																
ITOHAM BETAGRO FOODS CO., LTD.	245(545)																																
その他3件	330																																
計	4,817																																

## (四半期連結損益計算書関係)

前第2四半期連結累計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日)
※ 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。	※ 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。
給料及び手当 11,029百万円	給料及び手当 10,649百万円
賞与引当金繰入額 1,724	賞与引当金繰入額 1,943
発送配達費 9,435	発送配達費 9,690
貸倒引当金繰入額 258	貸倒引当金繰入額 52

前第2四半期連結会計期間 (自 平成21年7月1日 至 平成21年9月30日)	当第2四半期連結会計期間 (自 平成22年7月1日 至 平成22年9月30日)
※ 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。	※ 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。
給料及び手当 5,522百万円	給料及び手当 5,374百万円
賞与引当金繰入額 1,141	賞与引当金繰入額 1,239
発送配達費 4,913	発送配達費 5,042
貸倒引当金繰入額 251	貸倒引当金繰入額 15

## (四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

前第2四半期連結累計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日)
※ 現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 (平成21年9月30日現在)	※ 現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 (平成22年9月30日現在)
現金及び預金勘定 22,469百万円	現金及び預金勘定 30,100百万円
有価証券勘定 8,500	有価証券勘定 5,500
預入期間が3か月を超える定期預金 △390	預入期間が3か月を超える定期預金 △320
現金及び現金同等物 30,578	現金及び現金同等物 35,279

(株主資本等関係)

当第2四半期連結会計期間末(平成22年9月30日)及び当第2四半期連結累計期間(自平成22年4月1日至平成22年9月30日)

1. 発行済株式の種類及び総数

普通株式 247,482千株

2. 自己株式の種類及び株式数

普通株式 3,996千株

3. 新株予約権等に関する事項

ストック・オプションとしての新株予約権

新株予約権の四半期連結会計期間末残高 親会社 82百万円

4. 配当に関する事項

配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり配 当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成22年6月24日 定時株主総会	普通株式	735	3	平成22年3月31日	平成22年6月25日	利益剰余金

(セグメント情報等)

【事業の種類別セグメント情報】

前第2四半期連結会計期間(自平成21年7月1日至平成21年9月30日)及び前第2四半期連結累計期間(自平成21年4月1日至平成21年9月30日)

全セグメントの売上高の合計及び営業利益の合計額に占める食品事業の割合がいずれも90%を超えているため、事業の種類別セグメント情報の記載を省略しております。

【所在地別セグメント情報】

前第2四半期連結会計期間(自平成21年7月1日至平成21年9月30日)及び前第2四半期連結累計期間(自平成21年4月1日至平成21年9月30日)

全セグメントの売上高の合計に占める本邦の売上高の割合が90%を超えているため、所在地別セグメント情報の記載を省略しております。

【海外売上高】

前第2四半期連結会計期間(自平成21年7月1日至平成21年9月30日)及び前第2四半期連結累計期間(自平成21年4月1日至平成21年9月30日)

海外売上高は、連結売上高の10%未満であるため、海外売上高の記載を省略しております。

【セグメント情報】

1. 報告セグメントの概要

当社の報告セグメントは、当社の構成単位のうち分離された財務情報が入手可能であり、取締役会が経営資源の配分の決定及び業績を評価するために、定期的に検討を行う対象となっているものであります。

当社は、商品別の事業本部を置き、各事業本部が、取り扱う製品・サービスについて「生産」「販売」等の各機能を統括するとともに包括的な戦略を立案し、事業活動を展開しております。

したがって、当社は、事業本部を基礎とした製品・サービス別のセグメントから構成されており、ハム・ソーセージ及び調理加工食品などの加工品の製造、販売を主たる事業領域とする「加工食品事業本部」と食肉の生産、処理加工及び販売を主たる事業領域とする「食肉事業本部」の2つを報告セグメントとしております。

2. 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

当第2四半期連結累計期間（自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日）

（単位：百万円）

	報告セグメント			その他 (注) 1	合計	調整額 (注) 2	四半期連結 損益計算書 計上額 (注) 3
	加工食品 事業本部	食肉 事業本部	計				
売上高							
外部顧客への売上高	117,369	104,531	221,900	351	222,252	—	222,252
セグメント間の内部 売上高又は振替高	1,271	40,532	41,804	1,161	42,965	△42,965	—
計	118,640	145,064	263,705	1,513	265,218	△42,965	222,252
セグメント利益	2,124	58	2,183	131	2,315	△2,759	△444

(注) 1. 「その他」の区分は、報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、人材派遣業及び保険代理店業であります。

2. セグメント利益の調整額△2,759百万円には、セグメント間取引消去△34百万円、棚卸資産の調整額△23百万円、各報告セグメントに配分していない全社費用△2,702百万円が含まれております。全社費用は、主に報告セグメントに帰属しない親会社の本部及び間接部門の一般管理費であります。

3. セグメント利益は、四半期連結損益計算書の営業損失と調整を行っております。

当第2四半期連結会計期間（自 平成22年7月1日 至 平成22年9月30日）

（単位：百万円）

	報告セグメント			その他 (注) 1	合計	調整額 (注) 2	四半期連結 損益計算書 計上額 (注) 3
	加工食品 事業本部	食肉 事業本部	計				
売上高							
外部顧客への売上高	61,133	53,147	114,281	179	114,461	—	114,461
セグメント間の内部 売上高又は振替高	623	19,303	19,926	586	20,512	△20,512	—
計	61,757	72,450	134,208	765	134,974	△20,512	114,461
セグメント利益又は損失 (△)	1,399	△68	1,330	64	1,395	△1,244	150

(注) 1. 「その他」の区分は、報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、人材派遣業及び保険代理店業であります。

2. セグメント利益の調整額△1,244百万円には、セグメント間取引消去△26百万円、棚卸資産の調整額68百万円、各報告セグメントに配分していない全社費用△1,283百万円が含まれております。全社費用は、主に報告セグメントに帰属しない親会社の本部及び間接部門の一般管理費であります。

3. セグメント利益又は損失は、四半期連結損益計算書の営業利益と調整を行っております。

(追加情報)

第1四半期連結会計期間より、「セグメント情報等の開示に関する会計基準」（企業会計基準第17号 平成21年3月27日）及び「セグメント情報等の開示に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第20号 平成20年3月21日）を適用しております。



(金融商品関係)

当第2四半期連結会計期間末(平成22年9月30日)

前連結会計年度の末日に比べて著しい変動が認められないため、記載を省略しております。

(有価証券関係)

当第2四半期連結会計期間末(平成22年9月30日)

前連結会計年度の末日に比べて著しい変動が認められないため、記載を省略しております。

(デリバティブ取引関係)

当第2四半期連結会計期間末(平成22年9月30日)

該当事項はありません。

(ストック・オプション等関係)

当第2四半期連結会計期間(自平成22年7月1日至平成22年9月30日)

1. スtock・オプションに係る当第2四半期連結会計期間における費用計上額及び科目名

販売費及び一般管理費 27百万円

2. 当第2四半期連結会計期間に付与したストック・オプションの内容

	平成22年ストック・オプション
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 9名、当社執行役員 8名
株式の種類別のストック・オプションの付与数(注)	普通株式 90,000株
付与日	平成22年8月2日
権利確定条件	権利確定条件は付されていません。
対象勤務期間	対象勤務期間の定めはありません。
権利行使期間	自平成22年8月3日至平成52年8月2日
権利行使価格(円)	1
付与日における公正な評価単価(円)	303

(注) スtock・オプションの数を株式数に換算して記載しております。

3. 当第2四半期連結会計期間におけるストック・オプションの条件変更

平成20年6月26日の定時株主総会決議に基づき、平成22年7月16日付で平成20年及び平成21年ストック・オプションの行使条件の一部変更を行い、新株予約権を行使することができる期間を、「当社の取締役及び執行役員のいずれの地位をも喪失した日の翌日以降10日間」から「当社の取締役及び執行役員(取締役を兼務するものを含まない)のいずれかの地位を喪失した日又は執行役員が取締役に就任した日の翌日以降10日間」に変更しております。

(資産除去債務関係)

当第2四半期連結会計期間末(平成22年9月30日)

前連結会計年度の末日に比べて著しい変動が認められないため、記載を省略しております。

## (1株当たり情報)

## 1. 1株当たり純資産額

当第2四半期連結会計期間末 (平成22年9月30日)	前連結会計年度末 (平成22年3月31日)
1株当たり純資産額 485.77円	1株当たり純資産額 485.85円

(注) 1株当たり純資産額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	当第2四半期連結会計期間末 (平成22年9月30日)	前連結会計年度末 (平成22年3月31日)
純資産の部の合計額(百万円)	118,976	119,855
純資産の部の合計額から控除する金額(百万円)	697	667
(うち新株予約権)	(82)	(81)
(うち少数株主持分)	(615)	(586)
普通株式に係る四半期末(期末)の純資産額 (百万円)	118,278	119,188
1株当たり純資産額の算定に用いられた四半期末 (期末)の普通株式の数(千株)	243,486	245,321

## 2. 1株当たり四半期純利益金額又は1株当たり四半期純損失金額等

前第2四半期連結累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年9月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年9月30日)
1株当たり四半期純損失金額 3.16円 なお、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額につ きましては、潜在株式は存在するものの1株当たり四半期 純損失であるため記載しておりません。	1株当たり四半期純利益金額 9.69円 潜在株式調整後1株当たり四半期 純利益金額 9.69円

(注) 1株当たり四半期純利益金額又は1株当たり四半期純損失金額及び潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前第2四半期連結累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年9月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年9月30日)
1株当たり四半期純利益金額又は1株当たり四半期 純損失金額		
四半期純利益又は四半期純損失(△)(百万円)	△775	2,373
普通株主に帰属しない金額(百万円)	—	—
普通株式に係る四半期純利益又は四半期純損失 (△)(百万円)	△775	2,373
期中平均株式数(千株)	245,315	244,816
潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額		
四半期純利益調整額(百万円)	—	—
普通株式増加数(千株)	—	184
(うち新株予約権(千株))	(—)	(184)
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当 たり四半期純利益金額の算定に含めなかった潜在株 式で、前連結会計年度末から重要な変動があったも のの概要	—	—

前第2四半期連結会計期間 (自平成21年7月1日 至平成21年9月30日)		当第2四半期連結会計期間 (自平成22年7月1日 至平成22年9月30日)	
1株当たり四半期純利益金額	1.26円	1株当たり四半期純利益金額	1.11円
潜在株式調整後1株当たり四半期 純利益金額	1.26円	潜在株式調整後1株当たり四半期 純利益金額	1.11円

(注) 1株当たり四半期純利益金額及び潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前第2四半期連結会計期間 (自平成21年7月1日 至平成21年9月30日)	当第2四半期連結会計期間 (自平成22年7月1日 至平成22年9月30日)
1株当たり四半期純利益金額		
四半期純利益(百万円)	309	269
普通株主に帰属しない金額(百万円)	—	—
普通株式に係る四半期純利益(百万円)	309	269
期中平均株式数(千株)	245,324	243,486
潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額		
四半期純利益調整額(百万円)	—	—
普通株式増加数(千株)	156	193
(うち新株予約権(千株))	(156)	(193)
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額の算定に含めなかった潜在株式で、前連結会計年度末から重要な変動があったものの概要	—	—

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

(リース取引関係)

前連結会計年度の末日に比べて著しい変動が認められないため、記載を省略しております。

## 2【その他】

該当事項はありません。

## 第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

# 独立監査人の四半期レビュー報告書

平成21年11月12日

伊藤ハム株式会社  
取締役会 御中

あずさ監査法人

指定社員  
業務執行社員 公認会計士 渡沼 照夫 印

指定社員  
業務執行社員 公認会計士 牧 美喜男 印

指定社員  
業務執行社員 公認会計士 近藤 康仁 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている伊藤ハム株式会社の平成21年4月1日から平成22年3月31日までの連結会計年度の第2四半期連結会計期間（平成21年7月1日から平成21年9月30日まで）及び第2四半期連結累計期間（平成21年4月1日から平成21年9月30日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書及び四半期連結キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、伊藤ハム株式会社及び連結子会社の平成21年9月30日現在の財政状態、同日をもって終了する第2四半期連結会計期間及び第2四半期連結累計期間の経営成績並びに第2四半期連結累計期間のキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（四半期報告書提出会社）が別途保管しております。

2 四半期連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれておりません。

# 独立監査人の四半期レビュー報告書

平成22年11月11日

伊藤ハム株式会社

取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 近藤 康仁 印

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 牧 美喜男 印

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 高橋 和人 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている伊藤ハム株式会社の平成22年4月1日から平成23年3月31日までの連結会計年度の第2四半期連結会計期間（平成22年7月1日から平成22年9月30日まで）及び第2四半期連結累計期間（平成22年4月1日から平成22年9月30日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書及び四半期連結キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、伊藤ハム株式会社及び連結子会社の平成22年9月30日現在の財政状態、同日をもって終了する第2四半期連結会計期間及び第2四半期連結累計期間の経営成績並びに第2四半期連結累計期間のキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（四半期報告書提出会社）が別途保管しております。

2 四半期連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれておりません。